

平成23年5月17日
第2283号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正（215・人事課）…………… 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額の一部改正（216・人事課）…………… 1
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（217・団体指導室）…………… 2
- 二級建築士免許の取消し（218・建築住宅課）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（219・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（220・由利地域振興局総務企画部）…………… 3
- 道路区域の変更（221・由利地域振興局建設部）…………… 4

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 県営土地改良事業工事の完了（平鹿地域振興局農林部）…………… 5

告 示

秋田県告示第二一五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額（平成四年秋田県告示第五百九十二号）の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十三年五月十七日

秋田県知事 佐竹敬久

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、三二七円	一一、七五〇円
二十歳以上二十五歳未満	四、九二〇円	一一、七五〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五六五円	一三、〇二八円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、〇二八円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三九円	一八、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四九円	一一、〇六五円
四十五歳以上五十歳未満	六、六八八円	一三、七五〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、二七四円	一四、四〇九円
五十五歳以上六十歳未満	五、五四九円	一三、一八三円
六十歳以上六十五歳未満	四、六二九円	一〇、七五四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一五、二二七円
七十歳以上	三、九四〇円	一一、七五〇円

秋田県告示第二一六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額（平成八年秋田県告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期

間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十三年五月十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

表常時介護を要する状態の項中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「五万一千三百七十円」を「五万一千二百七十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

秋田県告示第217号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
秋田市保戸野八丁9番22号 小原薫保 秋田市寺内蛭根二丁目10番3号 長岐 章	秋田市北	秋田県漁業協同組合	平成23年5月17日から 同月31日まで	秋田市土崎港西一丁目5番11号 秋田県漁業協同組合
男鹿市北浦北浦字北浦72番地1 浜野勇吉 男鹿市北浦北浦字忍田86番地 田沼兼秋	北浦港	秋田県漁業協同組合	平成23年5月17日から 同月31日まで	男鹿市北浦北浦字忍田105番地 秋田県漁業協同組合北浦総括支所

秋田県告示第218号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同法第9条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 免許の取消しをした年月日
平成23年4月21日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
金 澤 剛
二級建築士
第8681号
- 3 免許の取消しの理由
平成23年4月21日付けで、相続人から二級建築士死亡の届出があった。
このことが建築士法第9条第1項第1号に該当する。

秋田県告示第219号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成23年4月25日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社羽州建設
秋田市土崎港西三丁目14番3号
代表取締役 秋 川 隆 夫
秋田県知事許可(特-20)第4299号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年4月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成23年4月28日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社中田建築設備
秋田市山王五丁目9番2号
代表取締役 中 田 尚 文
秋田県知事許可(般-19)第9542号
- (3) 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年4月28日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日
平成23年5月6日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社大久興業
男鹿市鶴木字鶴木35番地
代表取締役 大 淵 久 典
秋田県知事許可(般-21)第40690号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年5月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第220号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年4月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
秋北道路サービス株式会社
由利本荘市砂子下113番地9
多 田 仁
秋田県知事許可(般-22)第50068号

3 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年4月14日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田雄和本荘線	由利本荘市新沢字碓り196番地先から字小沢51番7地先まで	12.30～17.80	0.460
	新	秋田雄和本荘線	〃	12.30～55.60	0.460

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年5月17日から同月30日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、能代市榊土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

能代市字長崎5番地

〃 字機織軒ノ目52番地

〃 字大内田1番地

〃 字機織軒ノ目122番地

〃 字田屋68番地

〃 字柏子所98番地

〃 字大内田61番地

〃 字機織軒ノ目34番地

〃 字大内田94番地

〃 字仁井田白山3番地

袴 田 正 彦

武 田 武

佐 藤 正 吉

武 田 正 夫

田 村 公 一

秋 元 光 一

大 山 勝 史

船 山 正 一

大 山 静 一

浅 野 勤 四 郎

2 就任理事の住所及び氏名

能代市字機織軒ノ目52番地

〃 字機織軒ノ目122番地

〃 字機織軒ノ目115番地1

〃 字仁井田白山34番地

〃 字田屋68番地

〃 字柏子所98番地

〃 字大内田1番地

〃 字大内田70番地3

〃 字袖又23番地

〃 字長崎5番地

武 田 武

武 田 正 夫

成 田 金 秋

佐々木 隆 春

田 村 公 一

秋 元 光 一

佐 藤 正 吉

大 山 紀 男

大 山 重 幸

袴 田 正 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、左手子土地改良区から申請のあった定款変更につ

いて、平成23年4月28日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業（里見地区農地集積加速化基盤整備事業）につき、その工事を平成23年4月19日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号